

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人真澄会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めによるものとする。

2. 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
3. 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受け取る財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
4. 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、別表1～2に基づいて報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない

(報酬等の支払方法)

第4条 理事長に対する報酬等の支給の時期は、毎月末日とする

（ただし、その日が休日場合は、賃金規則12条に基づき、その前日に支払う）

2. 役員等が理事会又は評議員会への出席など、法人・施設運営その他の業務に当たった都度、支給することができる。
3. 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に、当該月の末日までに振り込む事ができる。
4. 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額、及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第5条 役員等が出張する場合は、別表3に基づいて、旅費を支給する。

2. 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給することができる。

(改正)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第7条 この規程の実施に関し、必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定めることとする

附則

- 1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日より適用する
- 2 この規程は、平成 21 年 5 月 23 日より改定する
(評議員会廃止等)
- 3 この規程は、平成 22 年 5 月 22 日より改定する
(別表 1 及び別表 2 改定)

- 4 この規程は、平成 24 年 5 月 19 日より改定する
(別表 1 及び別表 2 改定)
- 5 この規定は、平成 25 年 5 月 26 日より改定する
(評議員会の設置)
- 6 この規定は、平成 28 年 3 月 31 日より改定する
(常務理事の報酬等)
- 7 この規程は、平成 29 年 6 月 5 日より改定する
- 8 この規程は、平成 30 年 10 月 28 日より改定する